

令和6年3月27日

三田市長 田村 克也 様

三田市オンブズパーソン 竹村 正樹



令和5年12月27日付けで 申立てのありました意見等の 調査結果につきまして、三田市オンブズパーソン 通知しました発意に基づく

ンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	虚偽の書類を作成し内内で処理する行為は公務員として許されない。今後、このようなことが起こらないように改善をしてほしい。
調査の結果	<p>1 意見等申立ての理由等</p> <p>(1) 申立人は意見等申立書に本件の申立て理由として「令和5年4月26日付で道路河川課作成の書類を市議員より入手したが、内容が事実とは異なるので説明を求めたが回答が得られなかった。話し合いをしてもかみ合わず8月16日を最後に全く話し合いの場が持たれていない。こちらからの質問に全く回答が無い状況なので、きちんと回答を書面でいただきたい。」と記載している。</p> <p>(2) 申立人が「事実とは異なる」とするのは、平成29年10月22日の台風で街路樹が倒れ、当時申立人の父親が居住していた建物のフェンスが損傷したことに関する経緯等である。申立人が指摘する点は複数ある。主な内容として、①同年10月23日に市の職員と対面した者が申立人であるのに、上記書類には亡くなった申立人の母の名が記載されていること、②申立人が市に倒木を知らせる電話を掛けた時刻が10月23日早朝であるのに22日夜間と記載されていること、③10月23日の午後4時ころ、倒木を見に来て申立人と会話を交わしたのは造園業者1名だけであったのに、書類には市の職員と造園業者が来たと記載されていることである。また、申立人は、④10月23日午後4時ころに交わしたとされる会話の内容も事実と異なるとの主張である。</p> <p>2 令和5年4月26日付書類</p> <p>(1) 申立人が「令和5年4月26日付」と指摘する書類は、作成日は明らかではないものの、申立人の依頼を受けた市議員が市に事情を照会した後、地域整備室が経緯等を整理して作成した資料の一部（第4項、第</p>

5項)である。申立人は、同書類を、市議員を通じて入手した。

(2) 同書類には、平成29年10月22日の台風で申立人の父親が居住していた建物に近接する街路樹が倒れ、同建物のフェンスが損傷を受けたことに関して、当時申立人と話をしたとする道路河川課職員及び造園業者から聞き取った内容として、市の職員が倒木の事実を知った経緯、申立人と面会した際の申立人に対する説明概要等が記載されている。

(3) 同書類には事実と異なる記載がある。明らかな点は2点ある。第一に、市の職員と対面した者が事実は申立人であったのに、当時他界していた申立人の母親を指す姓が記載されていることである。また、申立人が市に電話をした時刻は10月23日の午前9時であったが同書類には同月22日の夜間と記載されていることである。

他方、市の職員ないし造園業者が申立人と交わした会話内容について事実を明らかにすることは本調査の中ではできなかった。

### 3 本件調査の範囲

(1) 本件意見等申立において申立人が問題とするところは、主に、①市の職員が虚偽の書面を作成したこと、②申立人に対して不誠実な対応をしていることの2点である。

(2) このうち②は、本件倒木による建物フェンス損壊への対応に加えて申立人と対面した際の職員の口ぶり、態度、対応処理のスピード感などを含むが、基本的にはフェンス損壊の法的責任の所在に関するものである。

(3) この点に関する申立人の主張の概要は、「当時、市の担当課の委託業者が申立人に対して、損壊したフェンスを「全面的に」交換すると告げたため、申立人はフェンス全体新設工事を行ったと認識していた。しかし、実際は新設工事を行っていないばかりか修繕に不備があった。申立人は令和5年3月になって初めてその事実を知った。市議員を通じて市の担当課に説明を求めたが、市の担当課職員の対応に誠意が見られない。」というものである。

(4) 市が、市の民事上の責任を否定する以上、申立人との主張の溝が埋まることは期待しがたい。よって、この点に関する話し合いの継続は事実上困難であって、最終的な解決は司法判断によるしかない。

(5) よって本件調査の主な対象は①に限定する。

### 4 地域整備室及び道路河川課に対する事情聴取

聞き取った要点は次のとおりである。なお、以下は、主に申立人と対面した(申立人はこの点を否定)と述べる道路河川課の職員Aのものである。

- ・申立人から電話を受けた時刻は平成29年10月23日の午前9時であった。22日の夜間の電話は、申立人の近所の方からのものと思われる。
- ・23日に申立人から電話を受けた職員の氏名は特定できなかった。
- ・台風被害は10月22日の深夜から発生した。市内で200本を超える倒木があった。電話は100件を超えた。
- ・申立人が指摘する書類は市議員の照会を受けて急遽取りまとめたものであった。虚偽の記載をする意図は一切なかったが、事実と異なる記載がある点は認める。書面に当時亡くなっていた申立人の母の性を記載したのは表札から思い込んでしまったため。この点は申立人に謝罪した。
- ・10月23日の午後4時ころ、職員Aと造園業者が申立人と面会した。この点は申立人の記憶と異なるが、職員Aは明確に記憶している。
- ・台風により街路樹が倒れて民家のフェンスを壊したことについて、市から保険会社に問合せをした。天災のため保険適用外になるとのことであった。
- ・フェンス修理について交わした会話内容(市の保険適用外であること、お困りだと思うのである程度の補修は可能であること、色を合わせることはできないこと等)は記憶通りである。

5 オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) 検討方法

本件での「虚偽」の意味合いは、故意で事実(真実)でないことを事実(真実)として記載した文書を作成することである。同書類には、明らかに事実ではない内容の記載があるが、故意でなければ内容が虚偽とすることはできない。

本件で問題になっている書類の「虚偽」を問題とするにあたり、同書類を作成した地域整備室職員と、同職員からの聞き取りに応じた道路河川課職員とに分けて検討する。

(2) 書類作成者について

ア 同書類を作成したのは地域整備室の職員Bである。職員Bには、電話を受けた時刻や申立人の氏名等について嘘の記載をする動機は考

えられない。少なくとも明らかに事実と異なる2点については、職員Bが故意に事実と異なる記載をしたとは考えられない。

イ 申立人と交わしたとされるフェンス修理に関する会話内容のうち、市の保険適用外でフェンス補償が難しいと説明したとの記載については、保険適用外であること自体の真偽は別として、あえて虚偽の記載をする理由がないから、虚偽とは考えられない。

ウ フェンス修理に関する会話内容のうち、保険適用外であること以外の部分は市にとって有利な内容である。一般論としては虚偽内容を記載する動機が全く無いとは言えない。

しかし、同書類を作成した職員Bに虚偽の内容の文書を作成する具体的な動機があるとは考えにくい。市議員の照会を受けて、急遽当時の事情を知る職員ないし造園業者に対して聞き取りをし、聞き取った内容を記載したと考える方が自然である。

### (3) 聞き取りに応じた職員について

ア 聞き取りに応じたのは、道路河川課の職員Aである。平成29年10月22日の深夜に発生した台風被害による街路樹の倒木は市内で200本以上に上り、同職員は非常に多忙であった。また、倒木は広い範囲で発生したので同職員は多数の市民と対面したと考えられる。そうすると、当時、対面した市民の氏名や場所、時間等について記憶違いがあってもやむを得なかったと考えられる。

当時の間違った記憶に基づき、令和5年4月に至って急遽聞き取りを受けたのだから、明らかに事実と異なる点（申立人の氏名、時刻）があるとしても、その説明が故意によるものとは考えられない。

イ フェンス修理に関する申立人への説明内容のうち、市の保険適用外でフェンス補償が難しいと言ったことについては、市の担当課が保険会社から受けたとする回答内容（保険適用外であること）について虚偽の発言をするとは考えられず、また、倒木処理を担当した職員としては保険会社からの回答は重要なことであったはずであるから記憶違いをする可能性は低い。造園業者も保険関係の取り扱いを知っていたと考えるのが自然である。よって、少なくとも何者か（市の説明では職員A）が保険会社の回答にそって、申立人に対して保険適用外であるとの趣旨を述べたことは、事実であったと考えられる。もっとも、申立人が当時市の意図する趣旨とは異なる理解をした可能性はある。

ウ 他方、フェンス修理に関する会話内容のうち、保険適用外であること以外の部分については、一般論としては市に有利な内容なので虚偽の動機はあるとはいえるものの、本件で、あえて虚偽内容を職員Bに対して口頭説明する具体的動機は考えにくい。

そうすると、同書類のうち、職員Bに対して述べたとされる内容は、仮に事実と異なる発言があったとしても、故意による虚偽とは考えにくい。

エ もっとも、実際の発言内容（「市によるフェンス補償はしないと明確に述べたのかどうか、述べたとして市の具体的発言内容」）は、職員Aが一言一句正確に記憶していると考えの方がむしろ不自然である。今となっては確認のしようがない。

他方、職員A（申立人は否認）あるいは造園業者の説明について、申立人が当時市の意図する趣旨とは異なる理解をした可能性はある。

## (2) 結論

ア 本調査の範囲では、「虚偽の書類を作成」したと直ちに判断することはできない。

イ もっとも、申立人の説明は一貫しており、矛盾もないように思われる。そうすると、当時、市内で大量に発生した街路樹倒木処理を行う中で、市の職員あるいは造園業者が申立人に行った説明について、市の趣旨と、申立人の理解に食い違いがあったことが、本件の根本原因であると思われる。

ウ 本件フェンス修理の責任の所在については、最終的には法的解決するほかないと思われるが、こうしたケースを今後事前に予防する方策については検討しておくのが望ましいように思われる。例えば、同様の倒木被害が出た際、補償に係る市の対応について、市の広報で告知するなどである。

エ また、申立人は、台風被害当時の市の職員の対応に加えて、令和5年4月以降の問い合わせに対して担当部局から迅速・丁寧な説明がなかった点を問題としている。担当部局としては、平成29年当時に説明を尽くしたと認識していると思われるが、回答までやや時間を要したことは否めない。

仮に市の対応に問題がないとしても、対応に時間を要することで市民の誤解を招くことや不満を高めることはある。こうしたことを防

	ぐため、多忙な中でも市民対応において一層の誠実さをもって対応するよう努められたい。
備	考